

令和4（2022）年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：上三川町

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.4%
全職員	96.3%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本町課長相当職	96.6%
本町課長補佐相当職	96.6%
本町係長相当職	103.1%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.9%
31年から35年	107.8%
26年から30年	88.5%
21年から25年	90.3%
16年から20年	96.6%
11年から15年	98.6%
6年から10年	98.6%
1年から5年	92.3%

【説明欄】

- (1) 1 全職員に係る情報で「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の差異については、再任用職員で運転手と公仕の職種による差異が要因となっている。
- (2) 2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報で、課長級及び課長補佐級の差異は、扶養手当や住居手当を受給している職員が男性職員に多いことに加え在級年数が短い女性職員が多いため差異が生じている。係長相当職では、在級年数が短い男性職員が多く、在級年数が長い女性職員が多いことから男性賃金を上回っている。
- (3) 2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報で、(2)勤続年数別の差異については26年から30年・31年から35年・36年以上で大きな差異が出ているのは再任用職員による金額の差異が要因となっている。またそれ以外の役職段階では、前歴換算や昇任・昇格の差異、男性側に扶養手当や住居手当等を受給している職員が多いことが要因となっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。